

○東京藝術大学大学院映像研究科入学試験運営委員会規則

〔平成17年4月1日
制 定〕

改正 平成20年3月27日 平成25年10月24日
平成27年3月26日 令和7年11月13日

(設置)

第1条 東京藝術大学大学院映像研究科(以下「研究科」という。)に入学試験実施上の重要事項を審議し処理するために東京藝術大学大学院映像研究科入学試験運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 この規則は、委員会の組織及び運営の方法その他必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科教授会構成員から選出された者 4人

(会議)

第4条 委員会の委員は、研究科教授会の審議を経て、研究科長が委嘱するものとする。

2 委員の任期は1年とする。

第5条 研究科長は委員会を招集し、議長となる。

2 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(審議事項)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 入学試験実施上の管理運営について
- (2) 入学試験実施の要項及び試験日程について
- (3) 実技並びに学科試験実施教科、科目について
- (4) 試験官の選考について
- (5) 合格判定基準について
- (6) その他の入学試験実施に関する重要な事項について

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、研究科事務部において処理する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。